

議第32号

三島市教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執

行する事務に関する条例の一部を改正する条例案

三島市教育委員会の職務権限に係る事務のうち市長が管理し、及び執行する事務

に関する条例（平成23年三島市条例第5号）の一部を次のように改正する。

本則中「第24条の2第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士